

# 富山県学校吹奏楽連盟 加盟団体に関する登録規定

富山県学校吹奏楽連盟規約第6条・7条により、連盟への加盟に関する登録規定を次のとおり定める。

## 第1条（加盟の資格）

- 1 吹奏楽及び管・打楽器による音楽活動をすすめている団体であること。
- 2 年間を通して定期的に、練習または演奏活動を行っている団体であること。
- 3 演奏行為に対して団員に報酬を支払うことのない、アマチュアの団体であること。
- 4 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門高校、音楽専門学校の団体の加盟は認めない。

## 第2条（登録の種別）

- 1 登録の種別は、小学生、中学生、高等学校、大学、職場・一般とする。
- 2 学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、大学及びこれに準ずる学校は、前項のそれぞれの登録の種別に所属するものとする。
- 3 大学は、単一の大学名で加盟し、学部ごとに登録することはできない。
- 4 職場は、同一経営の会社、工場、事務所、官庁(それぞれグループ企業等を含む。以下「勤務先」という)などで、勤務先もしくは組合(以下「勤務先等」という)の認可を得て設立されている団体とする。
- 5 各種学校、専修学校、職業訓練校などの団体は、一般に所属するものとする。

## 第3条（加盟団体の構成員）

- 1 加盟団体の構成員は次のとおりとする。なお、年齢は問わない。
  - (1) 小学生  
同一小学校に在籍、または地域バンド等に在籍している小学生とする。
  - (2) 中学生  
同一中学校に在籍、または地域バンド等に在籍している中学生とする。(活動を共にする小学生は認める)
  - (3) 高等学校  
同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学园内小学生・中学生は認める。)
  - (4) 大学  
同一の大学に在籍している学生とする。
  - (5) 職場・一般  
職場の構成員は当該勤務先等の承認を得ている者とする。ただし、職業演奏家は認めない。  
一般の構成員は自由とする。ただし、職業演奏家は認めない。
- 2 同一人が複数の団体の団員となることは認める。ただし、本連盟が主催するコンクール、コンテストへの参加については、実施規定の定めるところによる。

#### 第4条（加盟の手続）

- 1 加盟団体は、原則その団体の所在地におかれた地区に所属するものとする。
- 2 新規に加盟しようとするときは、当該年度の各地区総会までに団体加盟登録申請書を本連盟事務局に提出し、受理された後に地区総会および県総会にて加盟費、年会費を納めるものとする。
- 3 加盟しようとする年度の地区総会後の加盟は認めない。
- 4 加盟団体は、全日吹連定款、支部連盟規約、県連盟規約及びその他の施行細則のすべてを承認するものとする。

#### 第5条（義務）

- 1 加盟団体は、毎年本連盟が定める期日までに年会費を納入すること。
- 2 登録事項に変更があった場合には、1か月以内に登録変更届を本連盟事務局に届け出ること。
- 3 退会する場合には、新年度地区総会まで退会届を本連盟事務局に届け出ること。
- 4 本連盟の総会・地区総会など、会議に出席するとともに、本県連盟および地区が主催する行事に参加・協力すること。

#### 第6条（付則）

- 1 この規定は、理事会の決議を経なければ変更することができない。

令和6年3月26日 施行  
令和7年4月20日補足改定

## 加盟団体に関する登録規定の補足

### 1 登録の種別（第2条2項補足）

- (1) 「小学校」には、学校教育法で定める小学校のほか、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童が所属する学校も含まれます。
- (2) 「中学校」には、学校教育法で定める中学校のほか、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒が所属する学校も含まれます。

### 2 加盟団体の構成員

- (1) 小学生、中学生における地域バンド等とは、任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生で構成された団体を指します。吹奏楽部のない学校に在籍する児童・生徒によって編成される団体等も含まれます。
- (2) その他、上記(1)に該当しない団体の加盟登録については、富山県学校吹奏楽連盟で協議し決定します。

### 3 加盟登録上の注意

- (1) 小学校や中学校が、学校長の承認のもと複数チームによる合同の団体として本連盟の主催するコンクール、コンテストに参加する場合は、構成するそれぞれのチームが該当する登録種別に加盟登録していなければならないものとします。合同バンドとして加盟登録する必要はありません。
- (2) 地域バンド等は、その構成員に応じて小学生、中学生のいずれかの種別に加盟登録するものとします。また、その地域バンド等が本連盟の主催するコンクール、コンテストに参加する場合は、第4条2項の通り加盟の手続きをすることが必要です。
- (3) 一般団体に所属する小学生、中学生が地域バンドとして、それぞれに応じた大会（富山県吹奏楽コンクール、北陸小学生バンドフェスティバル、北陸マーチングコンテスト、富山県アンサンブルコンテスト）に出場する場合には、以下に示す加盟登録が必要となります。
  - ① 構成員のうち、小学生のみで小学生バンドフェスティバル、富山県吹奏楽コンクール小学生部門、富山県アンサンブルコンテスト小学生部門に出場する場合。  
→ 小学生への加盟登録も必要。
  - ② 構成員のうち、中学生のみ、または小学生及び中学生で、富山県吹奏楽コンクール中学生A・B部門、北陸マーチングコンテスト中学生部門、富山県アンサンブルコンテスト中学生部門に出場する場合。  
→ 中学生への加盟登録も必要。